

「とよのんプレミアム付商品券」 取扱登録店募集要領

1. 目的

豊能町内の地域振興に貢献する商店等において、共通して利用できる、とよのんプレミアム付商品券(以下「商品券」とする。)を発行することにより、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的として実施します。

2. 「商品券」の発行について

- 1) 名 称 とよのんプレミアム付商品券
- 2) 発行者 豊能町
- 3) 発行総額 1億2000万円
- 4) 発行冊数 10,000冊
- 5) 発売価格 1冊10,000円(1枚1,000円券×8枚+500円券×8枚=12,000円分)
- 6) プレミアム率 20%(1冊あたり2,000円お得です。)
- 7) 販売及び利用期間 平成27年9月13日(日) ~ から平成27年12月31日(木)
- 8) 販売方法 確定次第、後日お知らせします。
- 9) 購入上限 1人5冊まで(上限50,000円)
- 10) 取扱店舗 豊能町内の取扱登録店

3. 取扱登録店の参加資格について

豊能町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業所を除いたもので、「商品券」を使用できるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- (3) 「商品券」の利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取扱う事業者。
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。

4. 「商品券」の取り扱いについて

- (1) 「商品券」の購入は、現金のみの販売となります。クレジットカードなどは使用できません。
- (2) 「商品券」は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (3) 「商品券」を現金化することはできません。
- (4) つり銭の支払いはできません。
- (5) 支払い不足分は現金等で受け取ってください。
- (6) 利用期間を過ぎた「商品券」は受け取らないでください。
- (7) 「商品券」の紛失及び盗難、破損に対し、発行者はその責を負いません。

5.「商品券」の利用対象にならないもの

- (1) 国々地方公共団体等への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)。
- (2) 有価証券、宝くじ、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙。
プリペイドカード等の換金性の高いものやタバコの購入。
- (3) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (4) 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に関わる支払い。
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金。
- (6) 取扱登録店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)
第2条に規定する営業への支払い。
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (9) 各取扱登録店において「商品券」の利用対象外としている商品やサービス。
- (10) その他、本要領に定めのないものについては事務局・発行者に確認し、指示に従うこと。

6. 取扱登録店の責務について

- (1) 取扱登録店であることが明確になるよう、発行主が配布する取扱登録店証明書、ポスター、ステッカー、のぼり旗を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 各取扱登録店において、本券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示してください。
- (3) 利用者が持ち込んだ「商品券」は、受け取る前に問題がないかを確認してください。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造された「商品券」と判別できる場合は、「商品券」の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに事務局まで報告してください。
- (4) 「商品券」を受け取った時は、他店での再使用を防止するために裏面の所定欄に取扱店名を記入・押印することとする。
- (5) 「商品券」の交換、譲渡及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された「商品券」のみ換金可能です。
- (6) 取扱登録店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)に使用しないでください。
- (7) 期間途中で取扱登録店を脱退せず、「商品券」の利用期間中は継続すること。
- (8) 利用者から受け取った「商品券」の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失に対して、発行主はその責を負いません。
- (9) 豊能町暴力団排除条例を遵守してください。

7. 取扱登録店申請手続きについて

(1) 申請方法

この「取扱登録店募集要領」に同意のうえ、「取扱登録店申請書」に必要事項を記入し、(2)に記載してある申請先へ郵送、FAX、または直接持参してください。

(2) 申請書の提出先

豊能町商工会 ☎563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野1008

(3)申請期間

平成27年7月1日から平成27年7月31日17時必着

※平成27年7月31日(月)までに申請した取扱登録店は、「商品券」購入者の募集時に取扱登録店一覧表のチラシに掲載し配布します。

(4)申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、発行者の審査を経て、取扱登録店として承認します。承認した場合には後日、取扱登録店証明書を郵送し結果を通知します。

(5)申込み時の注意事項

①個別店舗毎に申し込んでください。豊能町内に複数の店舗があっても、店舗毎に申請書を作成してください。

(6)配布予定物として、取扱登録店証明書、ポスター、チラシ、ステッカー、のぼり旗を配布します。

8. 換金について

(1)換金方法

取扱登録店は、換金場所で取扱登録店証明書、使用済み商品券を提出してください。

(2)換金に必要なもの

- ①取扱登録店証明書
- ②使用済み商品券

(3)換金手数料

換金にかかる手数料は無料です。

(4)換金期間

確定次第、後日お知らせします。

(5)換金場所

確定次第、後日お知らせします。

9. 取扱登録店の取消等について

この「取扱登録店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱登録店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

10. その他留意事項について

- (1)取扱登録店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券」のご利用できる取扱登録店として、豊能町・豊能町商工会のホームページやチラシ等で広報します。
- (2)本事業終了後に取扱登録店を対象としたアンケートを実施します。本事業の効果測定を取り、今後の事業へ参考にさせていただきますので、ご協力宜しくをお願いします。
- (3)この「取扱登録店募集要領」に記載されていない事項は、事務局へお問い合わせください。

<事務局問合せ先> 豊能町商工会

〒563-0219 大阪府豊能郡豊能町余野1008

TEL 072-739-1647/ FAX 072-7390-2285

HP <http://toyono-sci.com>